

桂川町農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月10日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 桂川町役場 2階 201会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	藤川 房信	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	高嶋 征敏		
1	池部 稔	7	山邊 俊明	12	金田 幸久
2	野上伸太郎			13	平塚 重義
3	竹本 貞男	9	中嶋 和幸	14	樋口 重徳
4	林 英明	10	原中 壽		

- 4 欠席委員 1名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議案 第27号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (2)報告事項 第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和5年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>今回は案件が1件で時間がありますので、斡旋要望の現地を先に視察したいと思います。視察後、総会をします。</p> <p>(現地視察)</p>
議長	<p>只今より令和5年度第10回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。8番 神崎宏昭委員、11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を4番 林英明委員、10番 原中壽委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>続きまして議案第27号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入りたいと思います。質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p> <p>使用貸借も出てきていますので、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>使用貸借というのは、物納、金銭が伴わない、無償という契約です。</p>

竹本委員 3番目の方は。

事務局 こちらは親子関係です。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第27号 桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告事項第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入りたいと思います。質問ご意見等がありましたらお願いします。先ほど見に行った所です。

事務局 補足としまして、以前に陸稲をするという事で利用権が結ばれていた所です。借手の〇〇さんが遠方と言いう事もあり、本人も耕作をする時間がないという事で双方協議の上、合意解約に至りました。

議長 遠方からくるという事は、仕事が無ければできたかもしれません。最初は陸稲という話でしたので、出来るのかという懸念はありました。あれは入口がないと大変です。

竹本委員 ないことはないです。急なだけです。大きなトラクターを使っていますので。

議長 よろしいですか。報告事項第7号は終了いたします。続きまして、その他事項を事務局より説明をお願いします。

事務局 その他
斡旋要望について

議長 ここにつきましては先ほど行った所です。8件です。皆さんの地元で、
利用権の話等をして下さい。このままでは耕作放棄地になります。

林委員 順番は写真のとおりですか。

事務局 はい。

写真と一覧表の中に備考という形で、売買希望、賃貸借希望を書いてお
りますが、売買希望につきましては、福岡県の農業振興推進機構という財
団法人があります。ここが契約等をし、登記までしてくれるという所です。
売買の話があれば役場も農業委員会事務局として立会い、売り主、買い主
と推進機構とあつまり、その日のうちに契約を済ませてしまうというもの
です。金額につきましては売り主 買い主の双方で協議という決まり事は
ありますが一日で終わらせています。但し、農業委員会の総会にかけない
といけませんので、手続き上は2回かかりますが、手数料のみで登記まで
全てしてくれますので、推進機構を活用して頂ければと思います。青地の
農業を振興する地域では、手数料については2%くらい、譲渡所得につい
ては売買価格の20%くらいの税金がかかるのですが、推進機構を活用す
ることによって譲渡所得の20%がかからないというメリットがあります。
但し、青地でないとはいけません。白地でも売買は出来ますが税金は2
0%かかります。

議長 手間がかからないという事で案件は増えてきています。

〇〇委員 名前が変わったのですか。中間管理機構ではありませんか。

事務局 売買をする時は、推進機構という名前を出しております。但し、利用権
中間管理権の時は、中間管理機構と言って、使い分けているようです。

議長 地元で売買の話がある時は、推進機構を活用したら控除があるという事
です。

事務局 その他事項
福岡県農業委員研修大会について

次回の農業委員会は2月9日（金）に行います
以上を持ちまして桂川町農業委員会第10回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____